調查報告書

委員会名	経済文教常任委員会
派遣委員	7名
調査目的	経済文教委員会所管事務調査のため
行 先 及び 調査事項	大阪府八尾市 八尾市中小企業地域経済振興基本条例について 和歌山県和歌山市 (1) 水辺を生かしたまちづくり事業と中心市街地活性化について (2) リノベーションまちづくり事業と産業活性化について
日 程	平成 30 年 10 月 31 日 (水) ~11 月 1 日 (木)
報告事項	別紙のとおり

平成30年度経済文教常任委員会行政視察報告書

□視察先等

平成30年10月31日(水) 大阪府八尾市

八尾市中小企業地域経済振興基本条例について

11月1日(木) 和歌山県和歌山市

(1) 水辺を生かしたまちづくり事業と中心市街地活性化について

(2) リノベーションまちづくり事業と産業活性化について

□視察 1

視察先 大阪府八尾市

視察日時 平成30年10月31日(月)13時00分から14時30分まで

視察内容 八尾市中小企業地域経済振興基本条例について

1 八尾市の説明概要





- 八尾市は、古くからものづくりのまちとして知られ、歯ブラシの生産量が全国一である。また、歯ブラシ生産に付随して発展してきたプラスチック産業やプラスチック製品用の金型を製作するため金属加工業が発展するなどして、産業種別データでも製造業の割合が25.6%、府内第5位の事業所数を誇り、また、八尾市の全産業の従業者数に占める製造業従業者の数が40%強あること、全産業の売上高に占める製造業の売り上げ高が約57%あるなど、ものづくりに係る比率が高いまちである。
- 中小企業地域経済振興基本条例については、全国有数の「中小企業のまち」である 八尾市をさらに元気にしていくため、市民、事業者、市が協力し、中小企業を盛り上 げようと平成13年4月に西日本で初めて制定された。当該条例については、社会や経 済の変化にあわせて、より分かりやすく時代にあったものとするため平成23年7月に 改正し、現行の八尾市中小企業地域経済振興基本条例となった。
- 同条例は、中小企業が元気になれば雇用が生まれ、まちがにぎわい、市民サービス が向上していくという好循環を狙った内容となっている。
- 条例制定の意義については、条例で自治体がスタンスを明示することで、地域全体

が中小企業の重要性を認識し、中小企業振興に取り組む契機となること、地域に即した産業振興・中小企業施策を実施していく上での根拠となること、予算面も含め、継続的な中小企業振興を担保できることが挙げられる。

- 産業集積の果たす役割と条例制定の意義についての周知を図るため、条例改正を契機にパンフレットを作成し、全自治会に回覧を行った。
- 条例で市内商工業者,学識経験者,市民,市職員による産業振興会議を置き,産業振興策について検討を行い,市長に提言している。市職員については,同会議での説明責任を果たすため,直接中小企業に出向き声を聴きに行くなど,現場からの情報を積極的に把握していくための活動を行っている。
- 条例に基づく事業として、旧条例では企業情報データベース化事業など14事業が、現行条例では大阪シティ信用金庫との産業連携など13事業が開始され、2事業を除き、現在も実施されている。
- 特色ある事業としては、中小企業の後継者問題や人材育成などの人の問題に焦点を 当てた「環山桜塾」や、中小企業のものづくりをもっと知ってもらうことを目的に、 子供から大人までものづくりが体験・体感できる「みせるばやお」、必要なときに必 要なものを企業間で融通しあう「シェアリングエコノミー」などの事業を行っている。

2 質疑

- Q 産業振興会議に金融機関が入っていないが、理由は何か。
- A 現在は金融機関が入っており、創業支援などで連携している。
- Q 条例の有無が産業支援に影響しているか。
- A 予算要求の際や施策展開における根拠となっている。また、条例による産業振興会 議での検討に必要な中小企業からのニーズ等を把握するための調査を行うなど、条例 ができたことで、施策展開のサイクルができている。
- Q 条例で連携を謳っているが、連携のために各企業がノウハウ等を出してくれるのか。
- A やはり出さないところは出さない。しかし、今は連携をとっていなくても、後で連携をとってくれれば、補助金を厚くするなどで支援を行っている。
- Q 行政・中小企業の連携がうまくいっていると思うが、この商工会議所の建物に関係 機関が集まっていることも要因と考えるか。
- A 産業の面でワンストップサービスを目指してこの建物を建てており、日本政策金融 公庫やライオンズクラブ、青年会議所等のいろんな組織が同居している。企業もこの 建物で何か会議があれば気軽に寄ってくれ、お互いの距離が近いと感じている。
- Q 企業の承継問題について, 八尾市の施策の中での比重はどのくらいか。
- A 創業・起業支援と企業承継の両方の課題に取り組んでおり、比重としては5対5である。
- Q 人材育成,事業承継における事例を。
- A 事業承継の事例として、もともとハンガーレールを製作していて、インテリアやD IY(日曜大工)に事業を拡大し、従業員が90人ほど働いている企業で、社長である 父が倒れ、海外で事業を行っていた息子が帰国して3代目を継いだが、DIYを世に 広めたいと、カフェとDIYを融合した店を開店した。カフェ好きが店でDIYに触れ、自然とインテリア好きとなるストーリーが話題となり、テレビでも特集が組まれるくらいとなった事例がある。

Q 常に市民に対し情報発信されている背景は何か。

A ものづくりとして、また会社としては当たり前のことでも、市民としては知らない ことが多くあり、ここをもっとアピールしていくことが産業の振興、発展につながる と考えている。

八尾市は、準工業地域による住工混住が多い。隣の会社がこんなにすごいことをしているということを知ってもらい、従業者の仕事に対する誇りを醸成し、子供たちの興味を引いていくためにも情報発信は重要である。イメージできる会社でなくては、子供たちの将来の就職希望先につながらないと考えている。

3 委員意見

- 製造業を中心とする中小零細企業を支えるためには必要な条例であるが、具体的な融資など、支援制度をもっと知る必要がある。
- 中小企業地域経済振興基本条例制定の効能が明らかになった。何よりも地域商工業者と自治体職員のかかわり方の指針となり、地域商工業者の実態を把握する上で能率的な対応を職員ができるようになっている。現場を知る職員を育成する上でも必要と考える。
- 中小企業の活性化を図るため、高知市としても同様の条例の策定に向けて動く必要性を痛感した。
- 中小企業地域経済振興基本条例を背景に、中小企業の起業や承継を切れ目なく支援していること、本市のあんしんセンターのような施設が産業振興で立地していること、多彩な事業実施により中小企業支援策を講じていることについて、本市として見習うべき点であると考える。
- 八尾市は、もともと製造業に従事する市民の割合が全就業者の40%と高く、サービス産業の従事者が多い本市とは違う生い立ちで発展してきている。落ち込んでいた製造業を立ち直らすために中小企業地域経済振興基本条例を制定しており、本市とは全く違う土壌である。参考にするなら、サービス産業を振興する条例を制定すべきと考える。

□視察2

視察先 和歌山県和歌山市

視察日時 平成30年11月1日 (木) 9時30分から11時30分まで

視察内容 (1) 水辺を生かしたまちづくり事業と中心市街地活性化について

(2) リノベーションまちづくり事業と産業活性化について

1 和歌山市の説明概要

(1) 和歌山市の概要





- 賑わいを誇ったぶらくり丁商店街を含むかつての「まちなか」エリアについては、 市の東に位置する旧東和歌山駅が昭和46年に和歌山駅と改称され、以後同駅周辺の 開発が進むと、それまでの南海和歌山市駅を中心とした人の流れが和歌山駅方面に シフトし、通行量が減少した。その結果エリア内の商店街などの売り上げも減少、 近年、ぶらくり丁6商店街の空き店舗率は、30%台半ばの数値となり、中心市街地 エリアの居住人口は、この50年間で半減している。
- 大型商業施設の状況については、平成12年から26年にかけ、郊外に大型商業施設が4店舗開店。並行して、エリア内に4店舗あった百貨店が3店舗撤退し、現在は JR和歌山駅前の近鉄百貨店のみとなった。
- ぶらくり丁商店街周辺の路線価の推移をみると、平成5年当時、和歌山で一番高かった地価が平成26年には10分1以下まで下落、平成26年度の調査でまちなかに空き店舗や空き地、駐車場などの遊休不動産があふれる状況であった。

(2) 水辺を生かしたまちづくり事業と中心市街地活性化について

- 市中心部を流れ、和歌山城の外堀として整備された内川(市堀川、和歌川、大門川、真田堀川、有本川の5河川の総称)。その中でも市堀川は、明治30年代から昭和32年ごろまで、毎年10月前に料理船の「かき船」が広島から来て営業するなど、独自の食文化や文化的景観があった川である。
- しかしながら、産業の発展とともに内川は貯木場として利用され、大阪の製品倉庫としての発展と比例するように次第に環境が悪化。ヘドロが堆積し、「死の川」の様相となった。
- 市のシンボルである内川を美化しようと昭和40年代初頭に任意の住民団体が設立され、国、県、市も連携してヘドロ浚渫、下水道整備、日本初である工場等からの排出水の色等を規制する和歌山市排出水の色等規制条例による規制など、総合的な

水質改善への取り組みがなされてきた。

- その結果,水質指標のBOD(生物化学的酸素要求量)が大幅に低下し,現在は環境基準値を下回るまでとなっている。
- 内川については、社会的関心を高めることでさらなる環境改善につなげる取り組みとして、遊歩道の整備や周辺の区画整備を実施。しかしながら、内川に面した建物は一様に川に背中を向けて建築されているなど、「まち」と「かわ」が分断されている状況である。
- この分断された「まち」と「かわ」をつなげ、賑わいとまちなかに至る新たな回 遊軸を創出し活性化を図ることを目的に、平成28年度から水辺を生かしたまちづく り事業として、地域と合意形成を図りつつ、さまざまな社会実験に取り組んできた。
- 事業においては、河川又は周辺の公共不動産を活用し、官民が連携してシンポジウムの開催や川辺の占用によるカフェやテント出店、イベント等の実施、まちづくりの方向性を検討するミズベ会議の開催などを行った。
- 今後は、和歌山らしい豊かさを価値化し、それを次世代に紡いでいき、「選ばれるまち、和歌山」となることを目標に、水辺の目指すべき将来像とそれを実現するための官民の役割分担を定めた水辺ビジョンの策定と民主導の公有地活用を行い、回遊性の創出やエリア価値の向上を目指していく。

(3) リノベーションまちづくり事業と産業活性化について

- かつて「まちなか」といわれた地域は、現在では居住人口が半減し、商業的にも 大変厳しい状態となっている。
- 現況を打破し、中心市街地の活性化を図ろうと中心市街地活性化基本計画の策定を行い、平成19年から平成24年までの間に同計画に基づく59事業が完了した。しかしながら、国が全国での中活計画の事業は大半が失敗だったとの見解を示しているように、和歌山市でも周辺への波及効果が少ない等、当初期待していた効果が現れず、未だ活性化にはいたっていない。
- 同計画で活性化にいたらなかった要因は、事業の実施中は一定効果を生んだが、 事業が終わるとまた元通りとなってしまい、継続した波及効果を生むことができな かったため。
- 現在,まちなかの居住人口の回復と従業・就学人口の呼び戻し,就学・賑わいを 取り戻すため,小中学校の統合で生み出された学校跡地への大学の誘致,公共施設 の再編,市街地再開発事業のほか,まちなかにあふれる空き店舗や空き家,駐車場 などの官民の遊休不動産を活用してのリノベーションなどにより,これらをコンパ クトシティの核として再構築している。
- リノベーションのまちづくりとは、遊休不動産や公共空間を資源とみなし、これらを活かし、新しい使い方をしてまちを変えること。民間主導でリノベーション事業を興し、行政がこれを支援する形で行う民間主導の公民連携が基本となる。
- 和歌山市の特徴としては、家守(やもり)会社という民間自立型まちづくり会社を設立し、この会社が遊休不動産オーナーから不動産を賃貸し、それを事業に使いたいオーナーに転貸して、賃貸と転貸の差益で運営することとしている点である。また、事業に必要な資金の調達については、経済合理性の高いプロジェクトとしていくため銀行が審査を行う銀行資金の活用を基本とし、補助金にできるだけ頼らな

いで行うこととしている。

- 遊休不動産の再生とまちづくりの担い手の育成を図るため、短期集中合宿による リノベーションスクールを平成25年度から6回開催し、これまで約180人が受講し ている。
- リノベーションスクールでは、まちづくりへの思いのある受講生がリノベーション先駆者のレクチャーやアドバイスを受け、実在する遊休不動産の再生のための事業計画を立案し、実際に不動産オーナーに提案、事業化を目指す取り組みを行っている。これまでにスクール提案の事業化が7件、スクール受講生が携わり事業化されたものが10件あり、まちなかのコンテンツの充実に寄与している。
- 受講生等が商店街や道路,河川を活用したイベントを開催しており,そのことで 周辺商店街の空き店舗でも波及的に新たな事業が相次いで実施されるなど,リノベーションスクールの実施による成果が表れてきている。
- リノベーションまちづくりの目的や方向性,進め方を示すため,平成29年3月に わかやまリノベーション推進指針を策定。11の戦略を立て,まちづくりを進めてい る。

2 質疑

(1) 水辺を生かしたまちづくり事業と中心市街地活性化について

- Q 県が河川占用の許可の権限を持っていると思うが,連携はうまくいっているのか。
- A 事業において、当初民間が申請しても許可が下りなかったが、結果として市や市 が関与した公益性があるところが申請すれば、管理ができればということで許可が 下りた。占用料については減免で対応してもらっている。
- Q 事業を推進するために、条例化は検討しているか。
- A ビジョンの策定により進めていくこととしており、条例化は考えていない。

(2) リノベーションまちづくり事業と産業活性化について

- Q 中心市街地活性化基本計画の達成状況をC判定としているが,議会からの反応は。
- A これまでの中心市街地活性化基本計画に基づく事業で多額の費用を使った上で、 まだ「まちなか」に係る事業を行うのかと言われた。
- Q リノベーションと和歌山で行っているよさこいがうまく絡み合っていると思うが, 今後の展開は。
- A よさこいについては、民間が県警に相談し、主体となって行っているが、行政が 支援できる部分で支援を行っており、そこで連携が生まれている。
- Q 家守会社が受け持つエリアについて、設定があるのか。
- A 現在5社の家守会社が設立されているが、会社から半径 200メートル程度、歩いて5分程度のエリア設定としている。
- Q リノベーションスクールの募集方法は。
- A SNSや人づてで募集。最近は声がけして集めているが、当初は定員の倍の応募があった。
- Q NPOとの関係はどうか。
- A NPOは,「稼ぐ」ことに過度に反応することがあり,結果として,組めるところと組むかたちとなっている。

3 委員意見

- イベントを中心とした中心市街地の活性化であるが、高知市の現状と似ており、危惧するところもあった。
- 国の補助金によるまちづくりは、全て失敗である認識が合致するものである。まちづくりは、住民が主体となって行うべきもの。歴史と文化、風土を活かしたリノベーションのまちづくりは、本市の学ぶべきものは多々ある。何より、職員の熱意が重要。現場と直に向き合う職員の育成が必要である。
- 水辺を生かしたまちづくり事業と中心市街地活性化については、施策を推進する職員の熱い思いを痛感した。施策も重要であるが、やはり職員のやる気が推進力であることを学んだ。
- 官製の中心市街地活性化策の達成状況にC判定を下したこと、民間主導のリノベーションを展開していること、リノベーションスクールで出てきた事業案を率先して支援し、起業していること、その内容は国の補助事業でなく、身の丈に合ったものとし、経費を抑えていること、家守会社の活用、都市再生推進法人の活躍など、地域に底力があること、小中学校を統合し義務教育校とすることでできた公共施設空間を、まちづくりに大胆に生かしていること、路線価データや遊休不動産、駐車場、空き地などの調査を随時行い、計画前の観察、調査が徹底されていること、これらについて、本市としても見習うべきものであると考える。
- 街の一等地価が10分の1まで下がり、商店街に危機感が高まり、リノベーションが 賛同を得て動き始めている。しかし、本市の中心商店街は、飲食店のテナントが40店 舗入っており、危機感を商店街が持てない状況になっている。それなら飲食店を中心 に、テナント誘致を計画的にしていくよう誘導すべきと考える。